



# 空家等対策計画策定後の事項について

## ①平成28年度調査完了の空家等 再調査

- 平成28年度に調査が完了した147戸の空家等について再調査を実施する。
- 空家等の有無確認及び、状態の程度が著しく劣化しているものについては再判定を行う。

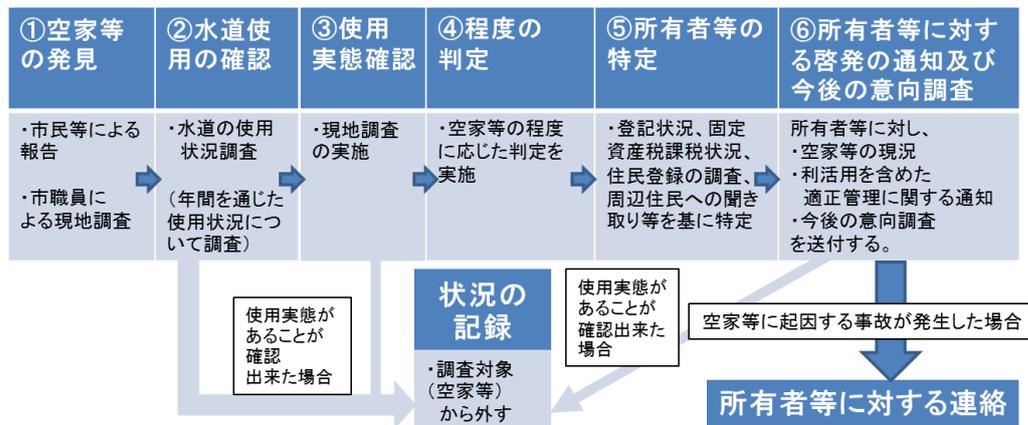
## ②中野市区長会への空家等調査依頼(※)について

- 各区内における空家等の有無及び所在地について、調査依頼を実施する。
- 住民等の居住又は管理状況が確認できない空家等を報告対象とする。

(※)平成27年度における、各区に対する空家等調査依頼については、特定空家等の要件を満たすと考えられる空家等が調査対象であったため、更なる市内の空家等の把握及び利活用促進に繋げるため、実施を予定。

## ③空家等の所有者等への意向調査実施

- 各区から報告のあった空家等について、特定できた空家等の所有者等に対し、下図の⑥のとおり、今後の意向調査を実施する。



- 今後の検討事項について

- ・ 空き家バンク関連事業の所轄移行

現在、空き家バンク関連事業については営業推進課が所轄していることから、空家等関連事業のワンストップ化を図るため、事業の所轄移行を検討する。